

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町公民館条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第23号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び柴田町公民館規則第8条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を使用しようとする日前7日までに納入しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町外に住所を有する者が、槻木生涯学習センターのホール施設及び設備器具等以外を使用する場合は、別表第1の第2号及び別表第2の第1号に定める使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(設備器具等の使用料)</p> <p>第8条 条例別表第1の第3号の額は、別表第1のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日